

ペットフード安全法の あらまし





目次

I	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは···3
1	ペットフードの安全確保の体制···3
2	基準・規格の設定···6
3	事業者の届出と帳簿の備え付け···8
4	立入検査と罰則···9
II	ペットフードの与え方と取扱い···10
1	市販のペットフードの選び方···10
2	ペットフードの取扱方法···10
3	ペットフードを与えるときに注意すること···11

ペットフード安全法の制定までのあゆみ

近年、ペットは家族の一員として飼われ、多くの飼い主が市販のペットフードを与えています。そんな中、平成19年の春に、有害物質（メラミン）が混入した原料を用いて製造されたペットフードにより、米国で犬・猫の大規模な健康被害が発生しました。

問題のペットフードは日本にも輸入されていましたが、販売業者の自主回収により、健康被害の発生は、幸いにも回避することができました。

以前より、業界団体も自主的にペットフードの安全を守る取り組みを続けてきましたが、この問題を契機に、国内で販売されるペットフードそのものを規制する法律がないことへの不安が高まりました。

そこで誕生したのがペットフード安全法です。平成21年6月1日に、環境省と農林水産省共管のもと、「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）」として施行され、その後も安全性に関する基準・規格等の検討が続けられています。

I

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律とは

1 ペットフードの安全確保の体制

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（通称：ペットフード安全法）は、国（環境省および農林水産省）と事業者が、それぞれ定められた役割を果たすことで、国内で流通するペットフードの安全が守られる仕組みとなっています。

国は安全なペットフードのために守るべき基準・規格などを定め、事業者はそれを遵守して製造・輸入・販売を行います。事業者は、その記録を帳簿に記載することが義務付けられています（小売は除く）。

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は対象となるペットフードの廃棄・回収等の命令を行うことができます。このような場合に備えて、国はあらかじめ事業者の把握が必要となるため、特にペットフードの供給元となる製造・輸入業者に対し届出の義務を課しています。

また国は事業者の取り組み状況を確認するため立入検査を実施します。検査結果は環境省又は農林水産省のホームページなどで公表されます。このほかに事業者に対して製造・品質管理の指導や助言を行ったり、関係機関や団体との連携などによって、安全確保の体制を構築しています。

note

法律の対象となるペットフード

法律の対象となるのは、犬と猫のペットフードです。

薬事法で規制される“医薬品”、口に入れるが飲み込まない“おもちゃ”、香付けや遊具として使用される“またたび”、毛づくろいで飲み込んだ毛と一緒に吐き出されてしまう“猫草”などは法律の対象とはなりません。店内で飲食されるフードも対象外ですが、あらかじめ持ち帰り用に包装されたものは対象となります。

規制の対象となる例

- 総合栄養食（主食タイプ）
- 一般食（おかずタイプ）
- おやつ ● スナック ● ガム
- 生肉 ● サプリメント
- ミネラルウォーター

規制の対象となるない例

- ▲ 医薬品 ▲ おもちゃ
- ▲ ペットフードの容器
- ▲ またたび ▲ 猫草
- ▲ 店内で飲食されるフード
- ▲ 調査研究用のフード



◆ペットフード安全法の概要◆

1 目的

ペットフードの安全性の確保を図り、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与する。〔第1条〕



2 定義

ペットフードとは、犬猫の栄養に供することを目的として使用されるもの。事業者とは、製造業者、輸入業者、販売業者をいう。〔第2条〕

3 責務

事業者は、ペットフードの安全性の確保において最も重要な責任があり、①安全性に係る知識・技術の習得、②原材料の安全性の確保、③ペットの健康被害防止のために必要な措置（たとえば製品の回収等）の実施に努める。〔第3条〕

国はペットフードの安全性に関する情報の収集・整理・分析・提供に努める。〔第4条〕

4 基準・規格に合わないペットフードの製造等の禁止

国は安全なペットフードのための製造基準、表示基準、成分規格を設定できる。〔第5条〕

いかなる人も、基準・規格に合わないペットフードを製造・輸入・販売することはできない。〔第6条〕

5 有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は有害な物質を含むペットフードの製造・輸入・販売を禁止できる。〔第7条〕

6 廃棄等の命令

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は基準・規格に違反した、又は有害な物質を含むペットフードの廃棄・回収等の措置を命じることができる。〔第8条〕



7 事業者の届出

ペットフードの製造又は輸入を行う事業者は事前に届出をする。〔第9条〕

8 帳簿の備え付け

ペットフードの取扱いをする事業者は、輸入・製造・販売の記録を帳簿に記載する（小売の場合を除く）。[第 10 条]



9 報告の徵収・立入検査

国は法律の施行に必要な限度において、事業者に対し報告を求めたり、立入検査を実施する。[第 11 ~ 13 条]

10 罰則

違反の内容により罰則が定められている（法人の場合 1 億円以下の罰金など）。[第 18 ~ 23 条]

note

ペットフードの異常に気づいたら

ペットフードの色や臭いの違いは、品質が変化したものであり、必ずしも安全性に直結する問題とは限りません。原因としては、原材料の変更等の影響や保管中の品質劣化など様々なことが考えられますが、同一製品で同様の問題が発生しているかどうか確認するのであれば、パッケージに表示された事業者に問い合わせるとよいでしょう。



ペットフードを与えたペットの体調が悪くなった場合（嘔吐、下痢、吐血など）、飼い主は、まずは、かかりつけの獣医師の治療を受け、ペットの健康回復に努めてください。

体調悪化とペットフードの関係を調べるには、色々なことを確認しなければなりません。フードの保管状況、フードへの慣れ、ペットの健康状態などについて、診察した獣医師から何らかの助言を得られるかもしれません。しかしながら、ペットフード中の有害物質の特定には、疫学的な調査を含め幅広い情報収集と専門的な調査が必要となり、原因究明は必ずしも容易ではありません。品質の問題と同様、同一製品で同様の問題が発生しているかどうか、事業者に問い合わせるとよいでしょう。

2 基準・規格の設定

国内で販売されるペットフードは、次のような基準・規格を守って作らなければなりません。

【成分規格】

分類	物質等	上限値(μg/g)
農薬	グリホサート	15
	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
汚染物質 (環境中に存在する物質で、意図せずペットフードに含まれるもの)	アフラトキシンB1	0.02
	デオキシニバレノール	2(犬用)、1(猫用)
	カドミウム	1
	鉛	3
	ヒ素	15
	BHC	0.01
	DDT	0.1
	アルドリン・ディルドリン	0.01
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01
添加物	エトキシン	150(合計量) [犬用にあっては、エトキシン 75 μg/g 以下]
	ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)	
	ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	

※基準値は水分量を10%として設定されたものです。

汚染物質のアフラトキシンB1は、トウモロコシなどの穀類に繁殖するかびが产生する物質で、発がん性があります。

農薬のうちメタミドホスは、日本での使用は認められていませんが、海外では使用されることもあり、輸入食品等から検出される事もあります。

添加物のエトキシン、BHT、BHAはペットフードが空気に触れて酸化劣化することを防ぐために使用されます。



【製造方法基準】

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、または乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ発育しえる微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレンギリコール	猫用に用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、もしくは病原微生物により汚染され、またはこれらとの疑いがある原材料を用いてはならない

【表示基準】

ペットフードの名称、賞味期限、原材料名、原産国名、事業者名および住所をパッケージに、日本語で表示しなければなりません。



① 名 称	商品名のことですが、犬用か猫用かわかりにくい場合は、「犬用」や「ドッグフード」などと併記します。
② 賞味期限	「2010 08」のように、年月日または年月を表示します。
③ 原材料名	原則として、添加物を含め使用した原材料をすべて表示します。添加物以外の原材料は「小麦、ビーフ、トウモロコシ、」のような個別名、または「穀類、肉類」のような分類名により表示します。添加物は、ペットフードの製造時に使用したもの全てを表示します。
④ 原産国名	最終加工工程を完了した国を表示します。なお包装・詰め合わせの作業は最終加工工程には含まれません。
⑤ 事業者名 および住所	事業者名は事業者の種別（製造業者、輸入業者または販売業者）と名称または氏名を表示します。

3 事業者の届出と帳簿の備え付け

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は対象となるペットフードの廃棄・回収等の命令を行うことができます。このような場合に備えて、国はあらかじめ事業者の把握が必要となるため、特にペットフードの供給元となる製造業者と輸入業者に対し届出の義務を課しています（法人・個人を問わず、事業をはじめる前に届出が必要です）。

また、ペットフードの取扱い（輸入・製造・販売）をする事業者は、輸入・製造・販売の記録を帳簿に記載しなければならないと定めています（ペットショップやホームセンターなどの小売業者は除く）。帳簿記録はトレーサビリティを確保する上で有益な情報となるためです。

note

トレーサビリティとは

ペットフードの原材料～生産～流通の履歴を確認できるようにすることをトレーサビリティと呼びます。例えば、製品に表示された事業者名や賞味期限などの情報をもとに、事業者に義務付けられた製造や流通の記録をたどることで、製造管理の状態や原材料までさかのぼることが可能となります。逆に特定の原材料が使用された製品が出荷された先を追いかけることも可能です。

リコールなどがあり、製品の回収や廃棄が必要になったときは、対象となった製品を特定し速やかに実施することが重要です。ペットフード安全法では、表示、事業者の届出、帳簿の備え付けの義務を課し、トレーサビリティの確保を図っています。



4 立入検査と罰則

【立入検査】

国と（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、ペットフードの製造・輸入・販売業者に対して報告を求めたり、定期的に又は必要に応じて立入検査を実施します。立入検査では、①帳簿の確認、②法令を守って製造や表示が行われていることの確認、③分析検査用の製品・原材料の集取などが行われます。

立入検査は、事業者の日頃の取り組みを正しく検査するため、原則、無通告で実施されます。さらに、立入検査の際に集取したペットフードの分析結果および違反の有無についても、月次ごとに公表されます。

【罰則】

基準・規格の違反、廃棄などの命令の違反など

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(法人の場合は1億円)

届出の虚偽記載・不実施、立入検査の拒否など

30万円以下の罰金

帳簿の虚偽記載・不記載など

10万円以下の過料

次のような重大な違反については、国から広く注意を喚起するため、報道発表を行います。

1. 安全上の重大な問題があり、直ちに回収する必要がある場合
2. 違反が明らかな故意によるもの、あるいは同様の違反を繰り返している場合



II

ペットフードの与え方と取扱い

ペットの健康を守るためにには、飼い主自身がペットの生態や必要な食べ物について理解し、適切にフードを与えることが大切です。



1 市販のペットフードの選び方

犬は雑食性、猫は肉食性です。犬には犬用の、猫には猫用のフードであることを確かめ、目的と成長段階にあった製品を選びましょう。

総合栄養食	このフードと水だけで必要な栄養素がまかなえる主食タイプの製品
間 食	おやつとして与える製品
その他の 目的食	特定の栄養素やカロリーの補給などを目的に与える製品で、一般食（おかずタイプ）、療法食（病気の犬猫の食事療法）、サプリメントなど

2 ペットフードの取扱方法

未開封の製品は直射日光の当たらない温度変化の少ない場所で保管し、賞味期限内に使い切るようにします。開封後のフードは風味の劣化や品質の変化（酸化、腐敗、かび発生など）を避けるため、適切な取扱いを心がけましょう。

フードのタイプ	取扱いで注意したいこと
乾燥した粒状のドライ製品	開封後は袋の封をしっかりとし、直射日光が当たらず、温度や湿度の低い場所で保存する（目安としては1ヶ月以内に使い切る）。また冷蔵庫に保管し出し入れすると、フード表面に結露を生じ、かび等の発生原因となるので要注意。フードボウルに出すときに入れすぎないようにし、時間がたつたものは取り替える。
缶詰やレトルトパウチなどのウェット製品	フードボウルに出した後は風味や品質の変化が早いため、出しつばなしは避ける（給与時間は20分程度を目安）。開封時に食べきれない分は別容器に移しかえて冷蔵庫に保管し、できるだけその日のうちに使い切る。1食分ずつに分けて冷凍保存し、その都度、解凍して与えるという方法もある（解凍時の外観や風味の変化には注意）。
ジャーキーやササミなどのセミモイストタイプのスナック製品	密封包装された製品を開封して余った分は、しっかりと封をして常温ではなく冷蔵庫に保管する（目安としては2週間程度で使い切る）。冷蔵庫からは使う分だけを取り出すようにする。また袋の中の脱酸素剤は、開封後は効力が失われる。

3 ペットフードを与えるときに注意すること

市販のペットフードの場合には、パッケージに表示してある給与量を目安として、体重や健康状態にあわせて与える量を調節してください。また新鮮な水を、いつでも飲めるようにしておきます。成長期は1日の食事量を3～4回に分けて、おとなになつたら1～2回に分けて与えるのが一般的です。おやつを与える場合、その分、主食の量も減らします。栄養バランスがくずれないよう、おやつの量は1日に必要なカロリーの20%以内に抑えます。犬や猫が欲しがる分だけフードやおやつを与えると、肥満の原因となるので注意が必要です。

犬や猫は、人間と違って、余分な塩分を汗によって体の外に出すことができないため、人間が普通に食べている惣菜、ハム、チーズ、ソーセージなどを与えると、知らぬ間に、塩分の過剰摂取となり心臓や腎臓に負担をかけてしまうことになります。

人間が普通に食べる食品の中にも、犬や猫に有害なことがあります。例えば犬や猫はタマネギで中毒を起こすことが知られています。ハンバーグやすき焼きなどタマネギやネギを含む料理も与えないよう注意しましょう。チョコレートに含まれるテオブロミンという成分も有害です。室内飼育の場合、買い置きのチョコレートなどを部屋に放置しないよう注意しましょう。

フードを与えるときに使用する食器や器具類の衛生面にも気をつけてください。フードの残りかすや水分は、微生物の格好の繁殖場所となります。使い終わった食器や器具類はきれいに洗い、乾燥させ、そして清潔な場所に保管しましょう。食器の後片付けや、食べ残しの片づけがすんだら、最後に石鹼で手を洗い、飼い主にとっても、ペットにとっても、衛生的な環境を保つよう心がけましょう。



＜参考＞飼い主のためのペットフード・ガイドライン（環境省発行）

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/petfood_guide.html

★お問い合わせやご相談は、お近くの地方環境事務所の窓口へ★

北海道地方環境事務所	☎011-299-1954	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目札幌第1合同庁舎3階
釧路自然環境事務所	☎0154-32-7500	〒085-8639 北海道釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎4階
東北地方環境事務所	☎022-722-2870	〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3-2-23
関東地方環境事務所	☎048-600-0817	〒330-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル18階
中部地方環境事務所	☎052-955-2139	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目5番2号
長野自然環境事務所	☎026-231-6573	〒380-0846 長野県長野市旭町1108 長野第一合同庁舎
近畿地方環境事務所	☎06-4792-0706	〒540-6591 大阪府大阪市中央区大手前 1-7-31OMM ビル8階
中国四国地方環境事務所	☎086-223-1577	〒700-0907 岡山市北区下石井1丁目4番1号岡山第2合同庁舎11F
高松事務所	☎087-811-6227	〒760-0023 香川県高松市寿町2-1-1 高松第一生命ビル新館6階
九州地方環境事務所	☎096-214-0339	〒862-0913 熊本県熊本市尾/上1-6-22
那覇自然環境事務所	☎098-858-5824	〒900-0027 沖縄県那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル4階



発行：環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

所在地：〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/>

制作：社団法人日本科学飼料協会

編集・デザイン：つしまみかこ

平成22年3月発行

平成24年12月第二版

チャレンジ
未来が変わる。
日本が変える。
25

地球のいのち、つないでいくう



生物多様性